

事 務 連 絡

令和5年2月14日

地区薬剤師会 担当役員 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会

水銀血圧計等の回収促進に向けた周知への御協力について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

今般、日本薬剤師会を通じ環境省環境再生・資源循環局より「水銀血圧計等の回収促進に向けた周知への御協力について」連絡が参りました。

環境省では、水銀血圧計等の回収促進を図るため、平成26年度から水銀血圧計等の回収を支援するための事業を実施しており、今年度は下記の業者が相談窓口を請け負っております。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが貴会会員へ御周知くださいますようお願い申し上げます。

記

相談窓口

請 負 者：株式会社リーテム

担 当：サステナビリティ・ソリューション部

電 話：03-3258-8586

対応機関：令和5年3月24日まで

東京都薬剤師会 薬局業務課

E-mail：gyoumu@toyaku.or.jp

日薬業発第 432 号
令和 5 年 2 月 7 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 安部 好弘

水銀血圧計等の回収促進に向けた周知への御協力について（依頼）

標記について、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

水銀廃棄物については、平成 29 年 8 月に水銀に関する水俣条約が発効し、環境上適正な方法で管理することが規定されました。環境省では、平成 26 年度より医療機関における水銀血圧計や水銀体温計等（以下、水銀血圧計等）の回収を支援する事業（以下、回収促進事業）を実施しており、本会では都道府県薬剤師会および地域薬剤師会のご協力の下、水銀血圧計等の回収に協力し、これまで多くの実績を挙げました。

本年度も環境省では回収促進事業を実施しており、医療機関や薬局等が水銀血圧計等の回収・処分を行う際の計画策定等に関する相談窓口を設置しております。

つきましては、貴会での更なる水銀血圧計等の回収に向けての取組み等についてご高配を賜りますとともに、本年度中に回収事業等をご検討又は実施中の場合には、同省から委託を受けた相談窓口をご活用いただきますようお願いいたします。

また併せまして、貴会会員へ水銀血圧計等に係る状況や回収促進事業についてご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。





事務連絡
令和5年2月1日

公益社団法人 日本薬剤師会御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

水銀血圧計等の回収促進に向けた御協力について（依頼）

平素より、産業廃棄物行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成29年8月に水銀に関する水俣条約が発効し、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止を目指すこととしており、廃棄の段階においては、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することとされています。

環境省では、水銀血圧計等の回収促進を図るため、平成26年度より医療機関等における水銀血圧計等の回収を支援するための事業を実施しており、今年度も引き続き、水銀血圧計等の回収促進を図っています。

つきましては、水銀血圧計等の回収促進について、別添のとおり資料をお送りしますので、貴会会員に周知してくださるようお願いいたします。

なお、本通知に関する問合せについては、下記のとおり環境省の「令和4年度水銀血圧計等回収促進業務」の請負者である株式会社リーテムに御連絡くださるようお願いいたします。

御理解、御協力の程よろしく申し上げます。

記

請負者：株式会社リーテム

担当：サステイナビリティ・ソリューション部 菅間、伊藤、柳

電話：03-3258-8586

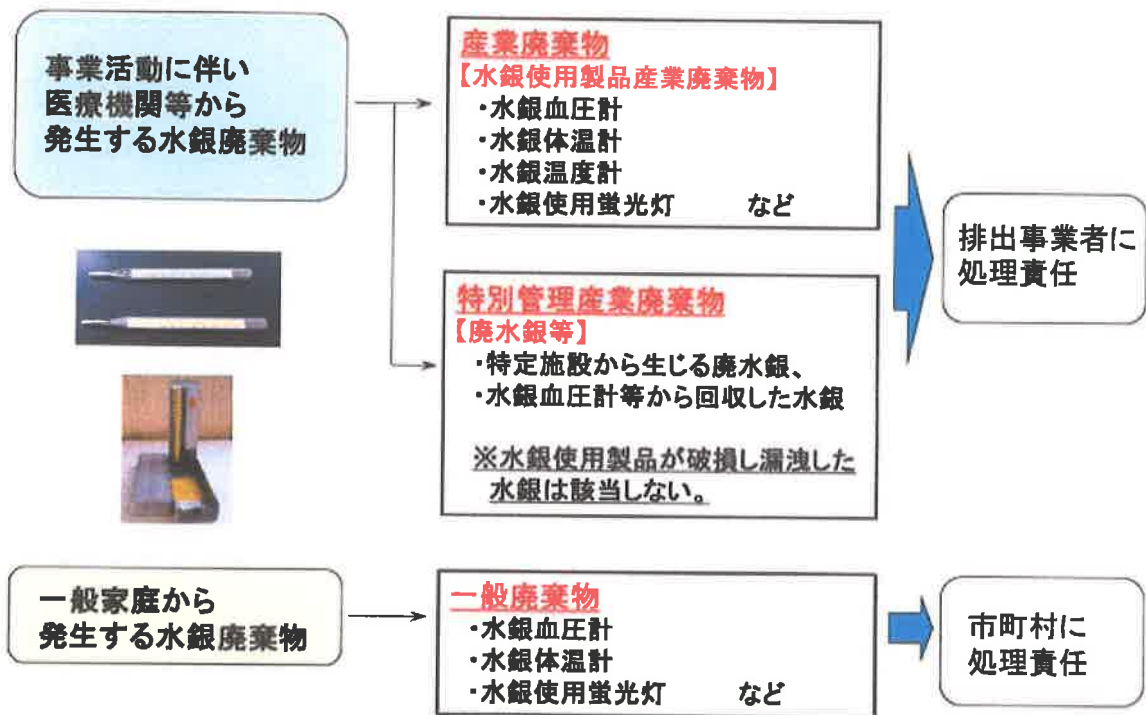
対応期間：令和5年3月24日まで

※ 株式会社リーテムは、水銀血圧計等の回収・処分を請け負うものではありませんので、御留意ください。

以上

水銀廃棄物の主な種類

別添



1

回収・処分を促す背景

水銀血圧計等の廃棄処理費用高騰のリスク回避

規制強化

規制・時限的禁止

- ・ 水銀、水銀使用製品の輸出入
- ・ 水銀使用製品の製造

水俣条約の発効により、
2020年末で一部の国を除いて
国際的に原則終了

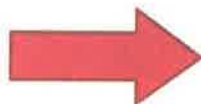
水銀需要低下

国際的にも、資源としての水銀需要が低下し、水銀血圧計等から回収する水銀の売却（輸出）が難しくなる

廃棄処理費UP

回収する水銀の売却による収益が得にくい
ため、廃棄物処理費用が高騰する可能性がある

これまでの処理費用
＝処理費用－水銀売却益
今後、想定される処理費用
＝処理費用



まずは、早期に処分することを推奨

2

集団で集約して回収することの意義・利点

可能であれば、**集団で集約する**などして短期間で集中的に回収すると効率的

1. 積載効率を良くすることによる運賃の低減 【集団で回収する利点】

産業廃棄物を運搬する車両は、積載重量が2もしくは4トンのトラックが一般的であり、一度に多くの廃製品を運搬することが出来る。

廃製品1個の運搬でも満載した運搬でも、どちらも車両数は同じ1台であるため運賃は変わらない。よって、集団回収をすることで廃製品1個あたりの運賃が下がる可能性がある。

積載効率“悪” → 廃製品1個あたりの運賃高



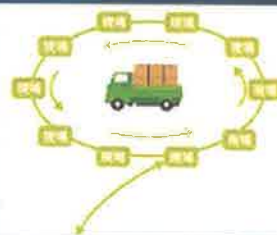
積載効率“良” → 廃製品1個あたりの運賃安



2. 廃製品の拠点集約等による運賃等の削減 【更に、集約して回収する利点】

廃製品を回収する際、各現場を巡回するよりも、**1ヶ所に集約して一度に回収する**方が、回収の移動距離・時間、消費燃料、積み込み作業量、マニフェスト発行の手間は少ない。集団で連携して**1ヶ所に廃製品を集約**できれば、さらに費用を抑えることができる。

各現場を巡回回収
→ 運賃等がやや安い



1ヶ所に拠点集約して回収
→ 運賃等がより安い



これまでの経緯

○2013年10月:「水銀に関する水俣条約外交会議」を熊本市及び水俣市で開催
「水銀に関する水俣条約」を全会一致で採択

○「水銀に関する水俣条約」の意義

先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、**地球規模の水銀汚染の防止**を目指すこと

○2015年:条約締結に向け、「**水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法)**」の制定、大気汚染防止法や**廃棄物処理法施行令の改正**等

○水銀汚染防止法案に対する附帯決議

『**退蔵されている水銀血圧計及び水銀体温計については、将来的な不適正処理のリスクを低減するため短期間に集中的に回収・処分していくことが望ましいことから、市町村及び事業者団体等と連携し効率的に回収等を行う枠組みを早期に構築、実施すること。**』

○2016年2月:日本が条約を締結

○2017年8月:条約発効

⇒水俣条約の意義に照らし、また法案の附帯決議に応じて、**水銀血圧計等の回収促進に係る事業等を実施している。**

【参考】環境省ウェブページ

○水銀廃棄物関係

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

水銀廃棄物に関する各種資料が掲載されています。

当該ウェブページ下部の「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」には、回収促進事業のフローや個別実施内容等が記載されていますので、御参照ください。

○産業廃棄物処理業者の情報

https://www.env.go.jp/recycle/waste/info_1_1/ctriw-info.html

【水銀血圧計等の回収全般に関する問合せ先】
株式会社リーテム（令和4年度環境省業務請負者）

担当：菅間、伊藤、柳

TEL 03-3258-8586

suigin@re-tem.com